

令和3年度 指定特定相談支援事業所「めだか」事業計画

I 運営方針

障害を有する者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、適正な障害福祉サービスや保健医療サービス等を利用するための計画案や計画書を作成するとともに、利用者及びその保護者等からの日常生活全般に関する相談に応じる。

II 事業サービスを実施するにあたり配慮すべき点

- 1 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業サービスを提供するように努めるものとする。
- 2 地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市・町、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」やその他の関係法令を順守するものとする。
- 4 虐待の防止のための措置を図り、苦情解決や事故発生時の対応のための体制を整備するとともに利用者等の秘密保持の徹底及び記録の整備に努めるものとする。
- 5 とちぎくらしだいじネット等と連携し、安心安全な利用者の生活の支援を行うものとする。

III 事業サービスの提供方法

- 1 日常生活全般に関する相談
- 2 サービス等利用計画等の作成
- 3 サービスの提供方法等について説明
- 4 地域のサービス事業者等の情報提供
- 5 他事業所との連携、担当者会議の開催
- 6 サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）
- 7 とちぎくらしだいじネットの登録等の書類の作成